

(別表 1) 委託業務の内容

	(1) 基本研修 (第1号・第2号研修)	(2) 実地研修 (第1号・第2号研修)	(3) 介護職員等 フォローアップ 研修	(4) 指導者 研修	(5) 指導者フォロ ーアップ研修
各研修カリキュラムの企画、立案、実施研修要項の作成、それに伴うスタッフ会議の開催			○		
受講者の募集、選考			○		
研修中の行為について対象となる損害賠償保険への加入			○		
受講者名簿の作成及び管理			○		
アンケートの配布・集計、集計結果の県・研修講師への送付			○		
研修終了後の受講者の名簿の県への提出（紙及び電子データ）			○		
研修に係る問い合わせへの対応			○		
会場の確保	○		○	○	○
講師の選定及び調整（講師病欠等の際の講師調整も含む）	○		○	○	○
研修の準備（資料等の作成を含む）	○		○	○	○
筆記試験問題の作成	○				
講師への資料等の配布	○		○	○	○
講師への講師派遣依頼及び謝金・旅費等の支払い	○		○	○	○
会場の設営等	○		○	○	○
研修会の運営（当日の進行管理等）	○		○	○	○
研修（講義）後の筆記試験の実施及び採点	○				
演習における指導看護師等との調整	○			○	○
演習等で使用する物品の手配（購入等）及び準備	○		○	○	○
実地研修の実施に係る各種調整		○			
技能取得の評価の実施		○			
研修の修了を確認後、修了証明書等の作成及び発行	○	○	○	○	○

(6) 佐賀県喀痰吸引等研修（第1号・第2号・第3号研修）実施委員会

委員会の開催及び庶務
委員会の開催日の調整及び決定等
会場の確保
委員会開催日前の準備（資料の作成を含む）
会場の確保及び設営等
委員会の運営（当日の進行管理等）

(別表2) 業務の実施方法等

(1) 基本研修(第1号・第2号研修)

① 講義	
カリキュラム	別表3のとおり。カリキュラムの進め方については、講義講師及び演習講師と事前打ち合わせ会議を開催し、意見交換を行ったうえで決定すること。
対象者	県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症（高齢者）グループホーム、有料老人ホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、居宅サービス事業所等に就労している介護職員等であって、次のaからfを満たす者。
	a 当該介護職員等の就労する事業所等の長が、当該介護職員等の受講を推薦していること。
	b 原則として、当該介護職員等の就労する事業所等に喀痰吸引等を実施している利用者（実施予定の場合を含む。）がいること。
	c 当該介護職員等が就労する事業所等において、平成23年度から令和6年度までに指導者研修を受講した指導看護師が在籍し、介護職員等の実地指導及び評価が可能であること。
	d 当該介護職員等が就労する事業所等以外で実地研修をする場合は、c記載の指導者研修を受講した指導看護師が在籍する事業所等の協力が得られること。
	e 当該介護職員等が就労する事業所が訪問介護事業所である場合は、訪問看護ステーション及び関連施設との連携によりc記載の指導者研修を受講した指導看護師の協力が得られること。
	f c～eについては、令和7年度指導者研修の受講申込みを予定している看護師等がいる場合でも可とする。ただし、当該看護師等が指導者研修を修了できない場合は除く。
定員	40人
研修の回数等	佐賀市及び唐津市で、それぞれ年1回以上実施。なお、日程については、受講者が参加しやすいよう工夫すること。
遅刻者、欠席者の取扱い	県と協議を行うこと。
筆記試験	講義終了後、講義部分について知識の修得程度の確認をするための筆記試験を実施。筆記試験については、問題作成、試験の実施、可否の判定及び簡易書留等（引き受けと配達完了までの記録が残るもの）による可否結果の通知を行うこと。筆記試験不合格者に対しては、県と協議の上再試験を行うこと。
② 演習	
カリキュラム	別表4のとおり。カリキュラムの進め方については、講義講師及び演習講師と事前打ち合わせ会議を開催し、意見交換を行ったうえで決定すること。
対象者	①の講義修了後に実施する筆記試験合格者（令和6年度以前の基本研修の未修了者を含む）
演習の実施方法	事業所等で喀痰吸引等をする際の利用環境を可能な限り再現するよう工夫すること。シミュレータ演習の実施に当たっては、吸引装置、その他演習に必要な機器を用いること。 また、演習は、少人数の班（1班当たり4人以内）を編成し、班ごとに講師及び備品を配置すること。 その他、演習の効果が高まるような工夫をすること。
演習の実施手順、留意事項及び評価判定	「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知「喀痰吸引等研修実施要綱について」に基づくもの。以下「国要綱」という。）の別添2の「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」によること。
評価等	演習講師が技能取得の評価及び判定を行うこと。
基本研修免除者等の対応	基本研修免除者及び令和6年度以前の研修の未修了者についても、手技の確認のため演習の受講を推奨するとともに、これらの者及び既に指導者研修を受講した指導看護師が演習の見学を希望する場合には、原則として対応すること。

(2) 実地研修(第1号・第2号研修)

カリキュラム	別表5のとおり。カリキュラムの進め方については、講師と事前打ち合わせ会議を開催し、意見交換を行ったうえで決定すること。また、指導看護師に対して事前にオリエンテーション等を実施し、指導内容について説明をすること。
対象者	令和7年度の(1)基本研修受講者及び令和6年度以前に基本研修修了者で実地研修の未修了者。 ただし(1)基本研修の①講義の対象者の要件を満たすもの。 令和6年度以前の実地研修修了者には、介護職員等フォローアップ研修を案内すること。
定員	40名
事前説明の実施	受入施設での実地研修を円滑に実施するため、実地研修要項(別途作成すること。)及び評価票等を配布し、予め実地研修の手順等を十分に説明すること。
実地研修の実施手順、留意事項及び評価判定	国要綱の別添2「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」によること。 「平成23年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修事業実施要綱」(平成23年10月6日老発1006第1号厚生労働省老健局長通知「『平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業』の実施について」(以下「平成23年度要綱」という。))の別添2「実地研修実施要領」に従い実施すること。
研修場所	以下の要件を全て満たす介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者(児)施設等、訪問介護事業者(在宅)で行うこと。なお、実地研修は原則として受講者の所属する事業所等で行い、指導看護師は受講者の所属する事業所等に所属する者とする。
	a 喀痰吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること。
	b 対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。
	実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職員等
	c を指導する指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の配置が可能であること。
	実地研修指導講師は、指導者研修を受講していること。
	d 保健師、助産師又は看護師については、指導者研修を受講しているとともに、臨床等での実務経験を3年以上有していること。
	有料老人ホーム、認知症グループホーム等においては、常勤の看護師の配置又は
	e 医療連携体制加算を算定していること。
	過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92
実地研修における安全の確保等	f 条に基づく指定の効力の停止(他のサービスにおける同様の勧告等を含む。)を受けたことがないこと。
	g 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
	h 施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること。
	i 平成23年度要綱別添2「実地研修実施要領」Ⅰ-2、Ⅱ-2の条件を満たしていること。
	実地研修の実施に当たり、平成23年度要綱別添2「実地研修実施要領」に従い、利用者(利用者に同意する能力がない場合にはその家族等)に対し、実地研修の実施と当該実地研修実施機関の組織的対応について説明を尽くし同意を得る等適切な手続きをとること。
	実地研修において事故が発生した場合は、実地研修の実施者は速やかに指導を行っている医師、看護師等に報告し、適切な処置を講ずるものとする。 また、その状況を県、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
実地研修における安全の確保等	実地研修の実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録しなければならない。
	実地研修中の行為について対象となる損害賠償保険への加入及びその他安全の確保等に係る適切な対応を行うこと。
	実地研修での利用者の安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう研修受講者への周知徹底を図ること。

(別表2) 業務の実施方法等

巡回の実施	受託者は、原則として、講師に同伴し、各受講者の実地研修先を最低1回は巡回するものとし、実地研修の実施状況及び技能の評価及び判定が適切に行われているか等の状況を確認し、必要に応じて助言・指導を行うこと。 なお、巡回時の講師の日程調整、移動の世話は、原則として受託者が行うこと。
修了証明書の発行	実地研修の修了者に対し、「令和7年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）修了証明書」（別途提示）を発行することとし、郵送の場合は、簡易書留等（引受と配達完了までの記録が残るもの）によるものとする。また、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿（以下、「修了者管理簿」という。）を作成し管理すること。

(3) 介護職員等フォローアップ研修

カリキュラム	喀痰吸引等に係る最新情報、基礎知識の再確認及び実技演習に伴う手技の確認を行うこと。（計 5時間程度）
対象者	喀痰吸引登録事業所の職員。
定員	40人（県が指定する事業所の研修受講枠を設けること。）
研修の回数	(2) 実地研修が始まる前に佐賀市及び唐津市で、1回以上実施すること。 日程については、受講者が参加しやすいよう工夫すること。
演習の実施方法	演習については、事業所等で喀痰吸引等をする際の利用環境を可能な限り再現するよう工夫すること。
実施方法	演習を中心とし、喀痰吸引の実務から離れていた方や、行為の再確認が行いたい方にとってわかりやすい研修内容とすること。

(4) 指導者講習

カリキュラム	別表6のとおり。 カリキュラムの進め方については講師と事前打ち合わせ会議を開催し、意見交換を行った上で決定すること。
対象者	研修修了後に、県又は県内の登録研修機関が実施する介護職員によるたんの吸引等研修において、研修講師として協力することが可能な医師、保健師、助産師又は看護師（准看護師を除く）であって、臨床等での実務経験を3年以上有する者。 令和7年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）実地研修の講師になる見込みの者。
定員	40人
研修の回数等	(2) 実地研修が始まる前に佐賀市及び唐津市で、1回以上実施すること。 日程については、受講者が参加しやすいよう工夫すること。
演習の実施方法	演習については、事業所等で喀痰吸引等をする際の利用環境を可能な限り再現するよう工夫すること。
修了証明書の発行	指導者研修の修了者に対し「令和7年度介護職員等による喀痰吸引等実施のための研修（不特定）指導者研修修了証書」（別途提示）を発行することとし、郵送の場合は、簡易書留等（引受と配達完了までの記録が残るもの）によるものとする。また、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿（以下、「修了者管理簿」という。）を作成し管理すること。
その他	既に指導者研修を受講した指導看護師が見学等を希望する場合には、適宜受け入れること。

(5) 指導者フォローアップ研修

カリキュラム	喀痰吸引等に係る最新情報、基礎知識の再確認及び実技演習に伴う手技の確認を行うこと。（計 5時間程度）
対象者	令和6年度以前に実施した介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）指導者研修を修了した者

(別表2) 業務の実施方法等

定員	40人 ※受講希望者多数の場合は、令和7年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）実地研修の講師になる見込みの者を優先する。
研修の回数	(2) 実地研修が始まる前に佐賀市及び唐津市で、1回以上実施すること。 日程については、受講者が参加しやすいよう工夫すること。
演習の実施方法	演習については、事業所等で喀痰吸引等をする際の利用環境を可能な限り再現するよう工夫すること。
実施方法	演習を中心とし、指導看護師としての実務から離れていた方や、評価基準や評価手法の再確認が行いたい方にとってわかりやすい研修内容とすること。 なお、(4)の指導者研修の実施に支障がない限り、同時一体的に実施することも可能とする。 基本研修及び指導看護師の講師については、県と協議を行った上で選出し、指導資格を確認した上で任命すること。 なお、講師及び実地研修先の巡回者については、可能な限り佐賀県内の人材及び佐賀県が実施してきた喀痰吸引研修に携わってきた人材を活用すること。

(1)～(5)までの共通事項

講師の選任等	講師については、県と協議を行った上で選出し、指導資格を確認した上で任命すること。 なお、講師及び実地研修先の巡回者については、可能な限り佐賀県内の人材及び佐賀県が実施してきた喀痰吸引研修に携わってきた人材を活用すること。
研修会場の選定及び確保	定員数等を考慮のうえ、研修会場を選定し、確保すること。 会場の設定にあたっては、受講者の利便を考慮し、会場の位置、(無料)駐車場スペース、広さなどについて、できるだけ受講しやすい環境を確保すること。 なお、最終決定前に、会場について、県に協議すること。
受講者の募集、選考及び決定通知	受講者の募集は、ホームページで行うほか県と協議して行うこと。 受講者の選定について、具体的な選考は県と協議して行うこと。 受講希望者のリスト(任意様式)を作成し、備えておくこと。 応募者に対し、郵送により選定結果を通知すること。
研修に必要な備品及び消耗品	研修に必要な備品及び消耗品については、円滑な研修を行うのに必要な数量を受託者が準備すること。 また、研修会場までの備品等の運搬、備品等の保管場所は、受託者において対応・確保すること。 研修中に生じた廃棄物は、受託者の責任において適切に処分すること。 なお、別添「佐賀県が所有する喀痰吸引等研修のための備品等」にあげる備品等は無償で借り受けることができるものとするが、保管および運搬は受託者が行うこと。 佐賀県から貸付を受けた備品等に破損、汚損等が生じた場合は、原状回復をすること。
受講料	無料。 ただし、テキスト代等教材費、賠償保険料については、受講者の自己負担とする。
講師に対する謝金及び旅費	研修を実施するために必要な経費については、受託者が支払うこと。 講師に対して、次に記載する費用を支払うこと。 謝金：6,000円以上/時間 旅費：公共交通機関利用相当額

(別表2) 業務の実施方法等

(6) 佐賀県喀痰吸引等研修(第1号・第2号・第3号)実施委員会

委員会の開催 及び業務	委員の委嘱に関しては県が行うものとする。 委員会は、研修実施計画の策定、研修で用いる教材の選定、試験問題の作成等を行うものとし、委員会の運営に係る庶務として、受託者において、会場の手配、開催通知、資料の作成、議事録の作成、報酬及び旅費の支払を行うこと。 第一回は原則として令和7年8月31日までに開催すること。 また、すべての研修終了後から令和8年3月15日までに1回以上委員会を開催すること。
委員報酬及び旅 費	報酬：4,500円/回 旅費：公共交通機関利用相当額 (県職員及び第1号・第2号・第3号研修の研修業務実施責任者は除く)

(別表3)

基本研修(講義)の内容及び時間数

大項目	中項目	時間
1 人間と社会	1.介護職と医療的ケア	0.5
	2.介護福祉士等が喀痰吸引等を行うことに係る制度	1.0
2 保健医療制度とチーム医療		1.5
3 安全な療養生活	1.保健医療に関する制度	1.0
	2.医療的行為に関する法律	0.5
	3.チーム医療と介護職との連携	0.5
4 清潔保持と感染予防		2.0
5 健康状態の把握	1.喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
	2.救急蘇生法	2.0
6 高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」概論	1.感染予防	0.5
	2.職員の感染予防	0.5
	3.療養環境の清潔、消毒法	0.5
	4.滅菌と消毒	1.0
7 高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引実施」手順解説	1.身体・精神の健康	0.5
	2.健康状態を知る項目(バイタルサインなど)	0.5
	3.急変状態について	0.5
	1.呼吸のしくみとはたらき	1.5
	2.いつもと違う呼吸状態	1.0
	3.喀痰吸引とは	1.0
	4.人工呼吸器と吸引	2.0
	5.子どもの吸引について	1.0
	6.吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
8 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	7.呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して)	1.0
	8.喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0
	9.急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0
	1.喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
9 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	2.吸引の技術と留意点	5.0
	3.喀痰吸引にともなうケア	1.0
	4.報告および記録	1.0
	1.消化器系のしくみとはたらき	1.5
10 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	2.消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0
	3.経管栄養法とは	1.0
	4.注入する内容に関する知識	1.0
	5.経管栄養実施上の留意点	1.0
	6.子どもの経管栄養	1.0
	7.経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	8.経管栄養に関する感染と予防	1.0
	9.経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
	10.急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0
	1.経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	2.経管栄養の技術と留意点	5.0
	3.経管栄養にともなうケア	1.0
	4.報告および記録	1.0
合計講義時間数		50.0

(別表4)

基本研修(演習)の内容

半固形については滴下終了後

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引(通常手段)	5回以上
※1 口腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引(通常手段)	5回以上
※1 鼻腔内の喀痰吸引(人工呼吸装着者)	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
※1 気管カニューレ内部の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(滴下)	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形)	1回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

※1 人工呼吸器装着者に対する演習は通常手段の演習終了後に実施する。

(別表5)

実地研修(第1号・第2号研修)

半固形については滴下終了後

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
※2 口腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引(通常手段)	20回以上
※2 鼻腔内の喀痰吸引(人工呼吸装着者)	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
※2 気管カニューレ内部の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(滴下)	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形)	3回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※2 人工呼吸器装着者に対する実地研修は通常手段の実地研修を終了後に実施する。

(別表6)

指導者講習

講習プログラム

時 間	講 習 内 容	講 師
40分	講義1 介護職員によるたんの吸引等の実施について ・制度の概要 ・研修カリキュラムと研修テキスト解説	
90分	講義2 高齢者及び障害者・児のたんの吸引について ・「たんの吸引が必要な利用者のケアに関する知識、技術」における指導上のポイント ・たん吸引の評価の手順と実際 清潔保持と感染予防	
210分	講義3(演習) ・たん吸引の実習、指導・評価の演習 ・質疑応答	

時 間	講 習 内 容	講 師
30分	講義4 施設事業書における体制・整備について ・ケア実施に必要な体制整備の概要と各職種の役割 ・体制整備の実際	
30分	講義5 安全管理体制とリスクマネジメントについて ・ヒヤリハット・アクシデントの報告の意義と実際 ・事故発生の防止	
80分	講義6 高齢者及び障害者・児の経管栄養について ・「経管栄養が必要な利用者のケアに関する知識、技術」における指導上のポイント 経管栄養の指導、評価の手順と実際	
210分	講義7(演習) ・経管栄養の実習、指導・評価の演習 ・質疑応答	